

【案】

緑川地域森林計画 変更計画書

(緑川森林計画区)

計画期間

自	令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日
	至 令和 16 年 (2034 年) 3 月 31 日

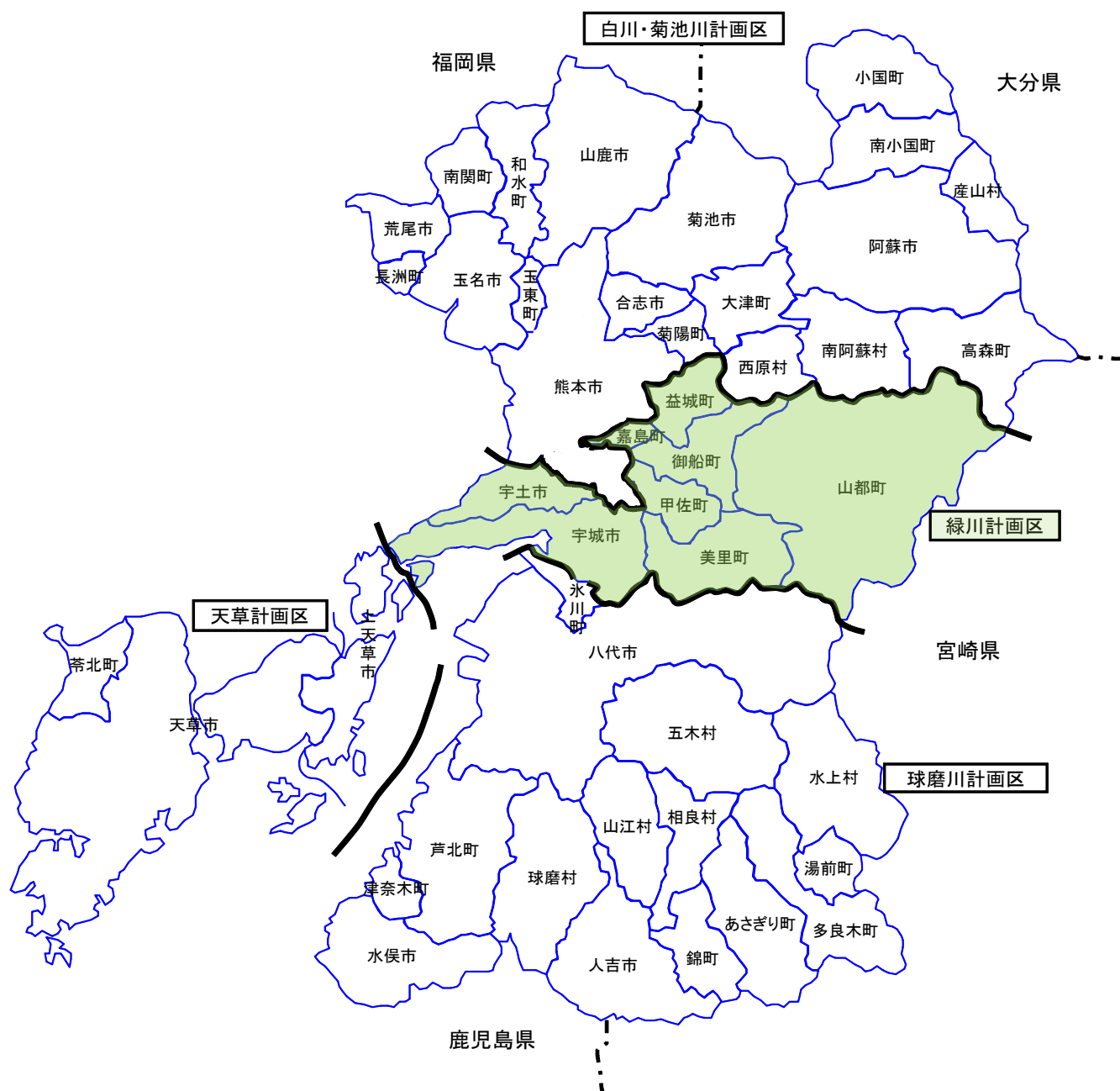
〈令和 7 年度 (2025 年度) 変更〉

熊 本 県

目 次

I	計画の大綱	1
II	計画事項	
第 1	計画の対象とする森林の区域	2
第 6	計画量等	3

森林計画区位置図



【変更の理由等】

1 変更を要する理由

森林法第5条第1項の規定に基づき策定した緑川地域森林計画の一部を、同条第5項の規定に基づき変更する。

2 変更計画の内容

(1) II 計画事項「第1 計画の対象とする森林の区域」

- ・森林の現況に変動が生じたため、「計画の対象とする森林の区域」を変更する。

3 効力の発生

令和8年（2026年）4月1日から効力を生ずる。

I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概要 〔変更なし〕
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 〔該当なし〕
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 〔変更なし〕

Ⅱ 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する民有林の区域とし、その市町村別の面積は、表Ⅱ－１のとおりである。

表Ⅱ－１ 市町村別の地域森林計画対象民有林面積

市 町		面 積 (ha)
総 数		54,526.89
	宇 土 市	2,436.04
	宇 城 市	5,619.69
	美 里 町	8,588.68
	宇 城 地 域 計	16,644.41
	御 船 町	5,075.47
	益 城 町	1,725.58
	甲 佐 町	2,554.83
	山 都 町	28,526.60
	上 益 城 地 域 計	37,882.48

注) 1 本計画の対象森林は、次に掲げる事項の対象となる。

- (1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項に基づく林地の開発行為の許可制（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。※）

※ 保安林及び保安施設地区の区域内の森林にあつては森林法第 34 条、第 34 条の 2 及び第 34 条の 3 の規定、海岸保全区域内の森林にあつては海岸法第 7 条、第 8 条及び第 8 条の 2 の規定が適用される。

- (2) 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有者となった旨の届出
(3) 森林法第 10 条の 8 第 1 項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

- 2 森林計画図は、熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課において縦覧に供する。（地域振興局は、所管区域のみ）

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 〔変更なし〕

第3 森林の整備に関する事項 〔変更なし〕

第4 森林の保全に関する事項 〔変更なし〕

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項 〔変更なし〕

第6 計画量等 〔変更なし〕

第7 その他必要な事項 〔変更なし〕